コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

Ahkun Co., Ltd.

最終更新日:2015年12月18日
株式会社アークン
代表取締役社長　蛭間　久季
問合せ先:取締役経営企画室長　佐藤　敏和
証券コード:3927
http://www.ahkun.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、すべての利害関係者に対し企業としての責任を果たすため、経営の透明性、活動の公平性、意思決定の迅速性、および適切な情報開示を行うことが経営の重要課題として考えております。そして、これらの重要課題に取り組むことにより、継続的な企業価値を向上させることが、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

基本原則のすべてを実施してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
蛭間　久季	272,000	14.73
伊藤　翼	204,600	11.08
伊藤　未可子	200,000	10.83
永野　祐司	100,000	5.42
榊原　義定	100,000	5.42
金山　弘来	90,800	4.92
金山　英来	90,600	4.91
金山　昌来	90,600	4.91
株式会社オーク電子	80,000	4.33
橘高　弘武	40,000	2.17

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	――
親会社の有無 更新	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 マザーズ
決算期 更新	3 月
業種 更新	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期 更新	2年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
橘高 弘武	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
橘高 弘武	○	――	富士写真フィルム株式会社(現富士フイルム株式会社)において要職を歴任され、企業経営に関する高い識見を有し、また日本セキュリティ学会理事として、セキュリティ関連業界についての高い知見を有していると共に、2013年6月より当社社外取締役として経営全般への助言、業務執行への監督等、適切な役割を果たしていると判断されるため独立役員として指定しております。なお、橘高氏は提出日現在において当社株式40,000株を保有しておりますが、その他の人的・資本的関係、取引関係及びその他利害関係はございません。また、東京証券取引所が定める一般株主との利益相反を生ずる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 更新	設置している
定款上の監査役の員数 更新	員数の上限を定めていない

監査役の人数 更新	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社の監査体制は、監査役監査、経営企画室による内部監査及び会計監査人による会計監査の3つを基本としております。
監査役と内部監査担当者は、監査の実施状況及び内部監査の実施状況等について適宜情報交換を行っております。また、内部監査担当者、監査役及び会計監査人は各四半期毎に情報の共有を行う他、監査上の問題点の有無や課題等について、随時意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況 更新	選任している
社外監査役の人数 更新	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
本田謙二	他の会社の出身者													
柴田裕之	他の会社の出身者										○			
桑澤克実	公認会計士										○			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
本田謙二		――	上場企業での豊富な経験と幅広い知識を当社の監査に反映して頂くことを期待して監査役に招聘しております。
柴田裕之		柴田氏が実質的に支配する会社とコンサルティング契約が発生しておりましたが、当該契約は取引金額も僅少であり、かつ平成26年7月に解除されているため、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	ベンチャーキャピタル業界での経験と永年のコンサルティング業務の経験を有しており、企業経営全般に関して高い識見があることから、社外監査役として適任であると判断しております。なお、柴田氏が議決権の過半数を保有する会社が提出日現在において当社株式20,000株を保有しておりますが、その他の人的・資本的関係、取引関係及びその他利害関係はございません。
桑澤克実		桑澤氏が個人経営している会計事務所と税務面における顧問契約が発生しておりましたが、当該契約は取引金額も僅少であり、かつ平成26年7月に解除されているため、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	大手監査法人での勤務経験も有し、また税理士・公認会計士として数多くの企業の税務・会計アドバイスを行ってきていることより企業会計・税務に高い知見があり、社外監査役として適任であると判断しております。なお、桑澤氏が議決権の過半数を所有する会社が提出日現在において当社株式1,000株を保有しておりますが、その他の人的・資本的関係、取引関係及びその他利害関係はございません。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	1名

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

個人別支給水準に関する考え方に関しては、役職、勤続年数、会社への過去の貢献度及び今後の貢献に対する期待等を総合的に勘案して決定しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 更新

上記対象者の経営参画意識向上のためにストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

報酬等の額が1億円以上のものが存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬はそれぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、職務及び会社の業績を勘案し、取締役会で決定しております。
監査役の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役会での協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役及び社外監査役へのサポートは、管理部で行っております。
取締役会の資料は、原則として取締役会事務局(管理部)より事前配布し、社外取締役及び社外監査役が十分に検討可能な時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また、社外監査役に対しては、常勤監査役より監査役監査、会計監査、内部監査間の情報共有を促進しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

経営上の意思決定等に係る経営管理組織の構成、決定方法及びプロセス
a 取締役会・役員体制
当社の取締役会は、取締役7名(うち1名が社外取締役)で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。社外取締役に大手製品メーカーにて豊富な経営の経験を持つ人材を招聘し、より広い視野にもとづいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。
取締役会は、原則毎月1回開催するほか、臨時に開催し、業務執行と内部牽制機能を保たせることを目指しております。

b 監査役会・監査役
会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制を採用しております。監査役会は、監査役3名(内社外監査役3名)で構成され、ガバナンスのあり方とその運用状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。
なお、監査役会は、原則として毎月1回開催されております。

c 経営会議
経営会議については、構成メンバーを常勤取締役及び部長以上の職位の者とし、常勤監査役も任意で出席できることとしております。開催は原則として毎月1回以上とし、招集及び議長は代表取締役社長となっております。
事務局は経営企画室とし、取締役会で決定した方針に基づく事業の具体的運営に関する事項や、予算案等の経営上重要な事項について協議を行うとともに、業務執行状況について報告を行うこととしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役会設置会社であり、監査役が企業経営の健全性、取締役の職務執行を監督することにより、健全な経営体制を構築しております。また、独立性の高いかつ、専門的な知見を有する社外監査役を選任することにより、透明性の高い経営が行われるものとして、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化のために、決算業務の早期化を図り、招集通知作成の早期化等、社内体制の拡充に取り組む予定です。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主に参加いただけるよう配慮の上、開催日程を設定する予定であります。
電磁的方法による議決権の行使	株主の利便性向上に向け、今後積極的に検討を進めてまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株主の利便性向上に向け、今後積極的に検討を進めてまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	株主の利便性向上に向け、今後積極的に検討を進めてまいります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	株主、投資家をはじめとする全てのステークホルダーを対象に、適時・適切に積極的なIR活動を実施する予定であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けに定期的に説明会を開催し、当社の業績や経営方針について説明することを検討いたしております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定時株主総会(6月)や、中間決算(12月)に際して、説明会の開催を検討いたしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR専用のホームページを開設し、決算情報、適時開示情報、決算説明会資料、IRスケジュール等を掲載する予定であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室をIR担当部門とし、専任の担当者を配置する予定であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、企業理念とともに企業行動規範を定め、ステークホルダーの立場を尊重しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社のステークホルダーに対して、適時・適切に企業情報を開示することが上場会社としての責務であると認識しております。この責務を果たすために、適時開示体制の拡充を図り、またIRサイトを積極的に活用した迅速・公平かつ、正確な会社情報の開示を行って参ります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の適正性を確保するために平成27年3月18日の取締役会決議にて「業務の適正を確保するための体制」を定めております。
取締役会を原則毎月1回開催するほか、臨時に開催し、業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を相互に監督しております。また、監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査する体制をとっております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(ア)当社は、法令遵守はもとより、広く企業に求められる社会規範、倫理観を尊重し、公正で適切な経営を目指し、「企業行動規範」を定める。
(イ)当社は、コンプライアンスの実践等を推進する役割としてコンプライアンス担当を置く。
(ウ)コンプライアンス担当は、使用人に対するコンプライアンス教育・啓発を行なうとともに、毎年各部門の活動計画の作成、結果のフォローを行ない取締役会に報告する。
(エ)取締役および使用人は、重大な法令違反等コンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合は直ちにコンプライアンス担当に報告を行ない、その報告に基づきコンプライアンス担当役員が調査を行ない、社長と協議の上、必要な措置を講ずる。
(オ)当社は、財務報告の信頼性を確保するため、関連する法令等を遵守し必要な体制の整備を図る。
(カ)当社は、反社会的勢力に対して毅然たる態度で臨み一切の関係を持たない事を取締役・使用人に周知徹底するとともに、関連する情報の収集や蓄積を行ない反社会的勢力排除のための仕組みを整備する。

2. 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存および管理に関する体制
(ア)当社は取締役の職務にかかわる下記の重要文書(電磁的記録を含む)を適切に管理し保存するとともに、閲覧可能な状態を維持する。
(1)株主総会議事録
(2)取締役会議事録
(3)計算書類
(4)その他職務の執行にかかわる重要な書類
(イ)当社は、情報管理に関する諸規程に基づき、種類に応じて適切に管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(ア)当社は、企業活動に潜在するリスクに適切に対応できる体制の整備を図るためリスク管理担当を置き、当社の災害、事故等への対応を諸規程に定める等、危機発生時の迅速かつ適切な対応が可能な仕組みの構築、維持および向上を図る。
(イ)リスク管理担当は、リスク管理に関する諸規程に基づき毎年、リスク管理の実態についての調査および評価を実施し、取締役会に報告するとともに必要に応じて対策を協議する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれる事を確保するための体制
(ア)取締役会は経営に関する重要な事項の意思決定を行なうとともに、取締役の職務執行および業務執行を監督する。
(イ)当社は、取締役会の意思決定の妥当性を確保するため、社外取締役を置き、独立性が高い場合は独立役員として明示する。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
(ア)当社は、監査役が監査役会の職務を補助する要員を要請した場合、直ちに人選を行なう。
(イ)当社は、監査役会の職務を補助する要員についての、任命、異動、評価、進級等の人事権にかかわる事項の決定について、監査役の事前の承認を受ける。

6. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制およびその他監査役の監査が実効的に行なわれる事を確保するための体制
(ア)代表取締役および業務執行を行なう取締役は取締役会等の重要会議において随時業務執行の状況報告を行なう。
(イ)代表取締役は、監査役と協議の上監査役への報告事項を定める等、監査役への報告の体制の整備を図り、取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
(ウ)代表取締役は、監査役会の定めた年度監査基本計画の提示を受け、監査役会と連携をとりながら、各部門の監査が実効的に実施できる体制の整備に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、企業行動規範において、反社会的勢力や団体とは一切の関係を持たず、不当な要求には一切応じない旨を定めているとともに、反社会的勢力チェック実施要領を制定し、取引先等に対して反社会的勢力関与の有無のチェックを行うことを定めるとともに、反社会的勢力からの不当要求等に対しては組織的に毅然と対応する旨を定めています。
当社のチェック体制としては、新規取引先については外部調査機関等や新聞記事データベース・インターネット等を用いて情報収集を行い事前に確認を行っております。また既存取引先についても原則として1年毎に新聞記事データベース・インターネット等にて調査を行うこととしています。
また、反社会的勢力等からの不当要求に備えて、公益社団法人　警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入をしているとともに、弁護士等の外部の専門機関との連絡関係構築に努めております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

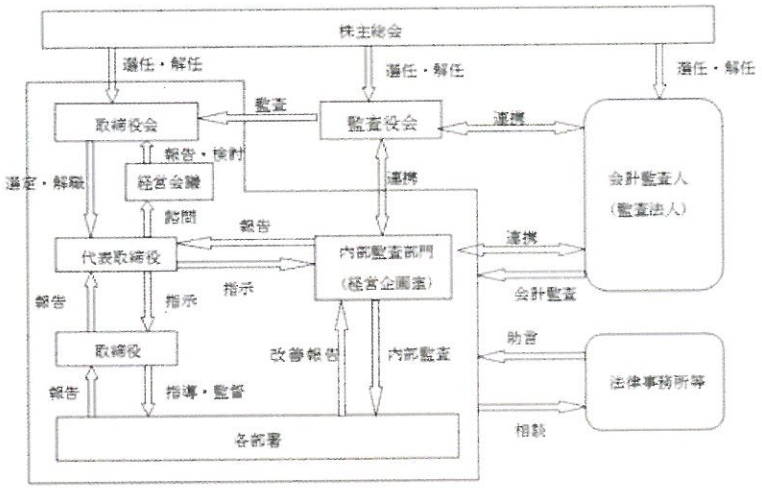
買収防衛策の導入の有無 更新	なし

該当項目に関する補足説明

―――

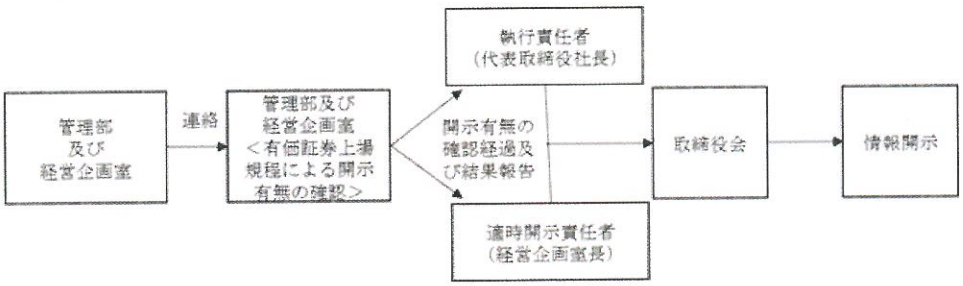
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――



【適時開示体制の概要（模式図）】

＜当社に係る決定事実・決算に関する情報等＞



＜当社に係る発生事実に関する情報等＞

